

# 「産業振興施策立案のためのデータ分析・調査業務」委託契約 企画提案競技実施要領

## 1 目的

宮崎県が実施する「本県産業のデータ分析・調査業務」に係る委託事業者の選定を行うための企画提案競技に関する必要な事項を定めるものである。

## 2 委託業務の内容

- (1) 産業人口及び県内総生産等の推計
- (2) 産業構造や課題等に関する分析及びその対応に係る施策提案
- (3) 県幹部等をはじめ、県職員等との意見交換
- (4) その他、当該業務を実施する上で必要となる業務

## 3 委託期間

契約締結の日から令和4年3月18日まで

## 4 委託料

委託料は、10,000千円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

## 5 参加資格

次の(1)から(8)までの全ての条件を満たす法人であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 政治活動及び宗教活動を事業目的としない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申し立てがなされていない者と見なす。
- (4) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者
- (5) 県税（個人県民税及び地方消費税を除く）に未納がないこと
- (6) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者
- (7) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者
- (8) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、過去にこの業務委託と同種、同規模以上の業務の実績を有する者

## 6 企画コンペ

### (1) 提案内容

本実施要領2「委託業務の内容」を参照の上、提案すること。

### (2) 提出資料

- ① 企画提案書（A4版） 6部
- ② スケジュール（A4版） 6部
- ③ 見積書及び見積明細書 6部

ア 事業費の積算は2の委託業務の内容ごとに積算すること。

イ 見積金額の上限は9,090,909円（消費税等抜き）とする（宛名は「宮崎県知事 河野俊嗣」）。

- ④ 会社概要（既存のもの） 6部
- ⑤ 業務実績（過去3年以内の地方公共団体との契約実績） 6部
- ⑥ 誓約書（別紙1） 1部

### (3) 提出期限等

#### ① 提出期限

令和3年8月16日（月）正午まで（必着）

#### ② 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段のこと）

#### ③ 提出先

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号  
宮崎県総合政策部 産業政策課 企画推進担当

### (4) 企画コンペの日時等

#### ① 日時

令和3年8月19日（木）予定

#### ② 会場

宮崎県庁本館3階総合政策部会議室（予定）

#### ③ その他

- ・ 書面審査とする。
- ・ 審査員による審査により、最も優れた企画を提案した1者を選定する。

### (5) 審査基準

別紙2「審査基準表」のとおり。

### (6) 結果通知

8月下旬に、各事業者にて文書にて結果を通知する。

## 7 その他

(1) 提案に要する費用は、全て提案者が負担する。

(2) 提出された書類等は返却しない。

(3) 契約手続に要する費用は受託者負担とする。

(4) 業務実施に当たっては、宮崎県産業政策課と緊密な連絡を取りながら進めることとし、疑義が生じた場合には、直ちに協議することとする。

(5) 選定スケジュール

- 7月30日（金） 本要領に関する疑義締切（正午まで）
- 8月 5日（木） 企画コンペ 参加申込締切（正午まで、別紙3）
- 8月16日（月） 企画提案書類 提出締切（正午まで）
- 8月19日（木） 企画コンペ
- 8月下旬 受託事業者選定結果通知
- 8月下旬 委託契約締結

(6) 本要領に関する疑義

令和3年7月30日（金）正午までに、ファックス又は電子メールにて、質問書（形式は任意）を提出すること（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること）。ただし、企画提案書の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準に係る質問については、公平性の確保及び公正な選考を行うため、受け付けない。なお、質問への回答は、質問者あてに電子メールで回答するほか、宮崎県ホームページに掲載する（質問者名は公表しない）。

## 8 問合せ先

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号  
宮崎県総合政策部 産業政策課 企画推進担当 布施  
TEL 0985(26)7052 FAX 0985(26)0047  
E-mail sangyoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp